

第 5 4 号議案

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

集団回収を行う団体等の登録等について規定するとともに、集団回収対象廃棄物の収集又は運搬をした集団回収事業者以外の者等に対する措置、罰則等について規定する必要がある。

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する 条例

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年中野区条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 区民の減量義務（第21条・第22条）」を「第3
第4

節 区民の減量義務（第21条・第22条）
節 集団回収（第22条の2—第22条の6）」に改める。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (5) 集団回収 第22条の2第4項に規定する集団回収実践団体による再利用を目的として集団回収対象廃棄物（再利用が可能な家庭廃棄物のうち中野区規則（以下「規則」という。）で定める廃棄物をいう。以下同じ。）を回収する活動をいう。

第11条の次に次の1条を加える。

（集団回収による再利用の促進のための支援）

第11条の2 区長は、集団回収による再利用を促進するため、第22条の2第4項に規定する集団回収実践団体として同条第1項の規定による登録を受けた団体に対し、規則で定める必要な支援を行うことができる。

第17条第1項中「中野区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第2章に次の1節を加える。

第4節 集団回収

（集団回収を行う団体の登録等）

第22条の2 集団回収を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、あらかじめ、区長に申請し、その登録を受けなければなら

ない。

2 前項の規定による登録は、次に掲げる全ての要件を満たす団体で、集団回収を行う団体として区長が適当と認めるものについて行うものとする。

(1) 区内に存する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他地域の団体であること。

(2) 営利を目的とする団体でないこと。

(3) 規則で定める世帯数以上の世帯で構成される団体であること。

3 前項の規定にかかわらず、第5項（第1号に限る。）の規定により登録を取り消された団体のうち、その取消の日から5年を経過しない団体については、第1項の規定による登録を受けることができない。

4 第1項の規定による登録を受けた団体（以下「集団回収実践団体」という。）が集団回収により回収した集団回収対象廃棄物の収集及び運搬を委託するときは、次条第4項に規定する集団回収事業者に委託しなければならない。

5 区長は、集団回収実践団体が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、第1項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、第1項の規定による登録を受け、又は第11条の2の規定による支援を受けたとき。

(2) 第2項に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（集団回収対象廃棄物の収集運搬を行う事業者の登録等）

第22条の3 集団回収実践団体から委託を受けて、集団回収により

回収された集団回収対象廃棄物を収集し、及び運搬しようとする資源回収等を業とする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、区長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録は、法第7条第5項第4号イからヌまでの規定及び第57条第1項第2号アからキまでの規定のいずれにも該当しない事業者で、集団回収により回収された集団回収対象廃棄物を収集し、及び運搬する事業者として区長が適当と認めるものについて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次項（第4号を除く。）の規定により登録を取り消された事業者のうち、その取消の日から5年を経過しない事業者については、第1項の規定による登録を受けることができない。

4 区長は、第1項の規定による登録を受けた事業者（以下「集団回収事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、同項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による登録を受けたとき。

(2) 第2項に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。

(3) 区民の信頼を著しく損なう行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（集団回収集積場所の指定等及び表示）

第22条の4 集団回収実践団体は、集団回収により回収する集団回収対象廃棄物を集積するための場所を定め、当該場所を区長に申し出なければならない。

2 区長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該場所を台帳

に記録し、保管するものとする。

- 3 集団回収実践団体は、集団回収を行うときは、前項の規定により区長が台帳に記載した場所（以下「集団回収集積場所」という。）に規則で定める事項を表示するものとする。

（集団回収集積場所に集団回収対象廃棄物を排出する場合の一般廃棄物処理計画の遵守義務）

- 第22条の5 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。次章、第72条及び別表において「占有者」という。）は、集団回収集積場所に集団回収対象廃棄物を排出するときは、第30条に規定する一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

（集団回収対象廃棄物の収集運搬車両における集団回収事業者であることを証する書類の掲示義務）

- 第22条の6 集団回収事業者は、集団回収実践団体からの委託に基づき、集団回収により回収された集団回収対象廃棄物の収集及び運搬を行うときは、規則で定めるところにより当該集団回収事業者に対し区長が交付した集団回収事業者であることを証する書類を当該収集及び運搬に当たり使用する車両の見やすい箇所に掲示しなければならない。

第32条の見出しを「（一般廃棄物処理計画の遵守義務等）」に改め、同条第1項中「土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下この章、第72条及び別表において「占有者」という。）」を「占有者」に改め、「家庭廃棄物」の次に「（集団回収により回収される集団回収対象廃棄物を除く。）」を加える。

第32条の2の見出しを「（区長等以外の者による家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等）」に改め、同条第1項中「の規定により所定の場所に持ち出された家庭廃棄物のうち」を「に規定する所定の場所のうち規則で定める場所に置かれた家庭廃棄物であって、」に、「物

は、区長」を「規則で定める廃棄物は、区長若しくは区長からあらかじめ当該家庭廃棄物の収集及び運搬の委託を受けた事業者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の規定に違反して同項の廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、同項の廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

第32条の2に次の2項を加える。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかった場合において必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第32条の2の次に次の1条を加える。

(集団回収事業者以外の者による集団回収対象廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第32条の3 集団回収により集団回収集積場所に置かれた集団回収対象廃棄物は、集団回収実践団体からあらかじめ当該集団回収対象廃棄物の収集及び運搬の委託を受けた集団回収事業者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反して同項の集団回収対象廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、同項の集団回収対象廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかった場合において必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ

め、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第44条及び第47条中「第32条」の次に「、第32条の2」を加える。

第76条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第32条の2第2項（第44条及び第47条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

(3) 第32条の3第2項の規定による命令（集団回収対象廃棄物のうち規則で定める廃棄物に係る命令に限る。）に違反した者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に区長が別に定めるところにより再利用を目的として再利用が可能な廃棄物を自主的に回収する活動（以下「集団回収」という。）を實踐する団体として区長の登録を受けている団体は、改正後の第22条の2第1項の規定による登録を受けた団体とみなす。

3 この条例の施行の際現に区長が別に定めるところにより集団回収により回収された廃棄物を収集し、及び運搬する事業者として区長の登録を受けている事業者は、改正後の第22条の3第1項の規定による登録を受けた事業者とみなす。